

平成23年度政府予算編成及び施策に関する意見

# 重点事項

平成22年7月1日

全国町村会

全国の町村の多くは農山漁村地域にあり、食料の安定供給や水資源の涵養、自然環境の保全など国民生活にとってはもとより、伝統や文化の継承などにより心の拠り所として国民の幸せのためにも大きな役割を担ってきた。

個性溢れる豊かな地域社会を実現するためには、国土の多彩な姿に見合った多様な基礎自治体が、それぞれの地域の特性や資源を活かした施策を自主的・自立的に展開することが不可欠である。

しかしながら、町村の懸命な取り組みにもかかわらず、少子高齢化や人口流出に加え、基幹産業である農林水産業の衰退をはじめ地域経済の疲弊、三位一体改革による大幅な地方交付税の削減により、町村は危機的な状況にある。

よって、平成23年度政府予算編成及び各種政策の具体化にあたっては、特に下記事項について十分配慮するよう強く意見を申し入れる。

## 記

### 1. 地域主権改革に関すること

- (1) 市町村の強制合併につながる道州制は導入しないこと。
- (2) 「地域主権改革」を実効あるものにするため、次の事項を実現すること。
  - ①国と地方の役割分担の一層の明確化と権限の移譲を推進すること。
  - ②義務付け・枠付けの廃止・縮小と条例制定権を拡大すること。
  - ③国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化をはかること。
  - ④都道府県から市町村への権限移譲については、それぞれの都道府県と市町村の自主性に委ねること。

## 2. 地方税財政に関すること

### (1) 地方交付税の充実強化

法定率を引き上げるとともに、三位一体改革で大幅に削減された地方交付税を復元・増額すること。

### (2) 地方が自由に使える一括交付金の制度化

一括交付金の制度設計にあたっては、年度間の変動が大きい町村においても必要な事業が計画的に実施できるよう配慮するとともに、地域間格差が生じないように、財政力の弱い町村に手厚く配分すること。

また、総額は、少なくとも一括交付金の対象となる補助金等の額と同額を確保すること。なお、対象範囲、配分の基準となる客観的指標等の検討にあたっては、町村の意見を十分踏まえること。

### (3) 地方税源の充実

国税と地方税の税源配分を5：5とすることを目途に見直すとともに、地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

なお、地方税は地域偏在性の少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。

## 3. 医療保険制度に関すること

新たな高齢者医療制度の創設にあたっては、現行制度の根幹は維持しつつ、国民健康保険の負担増とならない制度改革を行うこと。

また、市町村国保の広域化の推進を図ること。

#### 4. 少子化対策に関すること

- (1) 平成23年度以降の子ども手当の制度設計にあたっては、地方へ負担転嫁せず、全額国庫負担とすること。
- (2) 子ども・子育て新システムの構築にあたっては、町村の意見を十分踏まえること。

#### 5. 農林水産業に関すること

##### (1) 戸別所得補償制度の本格実施に向けた条件整備

米、畑作物、酪農、漁業等への戸別所得補償制度の本格導入にあたっては、農林水産公共予算等を削減することなく財源を確保するとともに、町村の事務・財政負担に十分配慮するなど、現場の実情・意見を踏まえ制度設計をすること。

##### (2) 農林水産基盤整備予算の充実・拡充

農林水産基盤整備予算の大幅な削減は、国が掲げた食料・木材の自給率50%目標を自己否定するものであるとともに、老朽化した施設の保守・改修も実施できないなど現場が大きく混乱しているため、従前の予算規模に復元すること。

##### (3) 農山漁村の再生

国は、日本の原風景である農山漁村が、今、過疎化の進行、森林の荒廃、耕作放棄地や鳥獣被害の増加など地域全体が疲弊していることを直視し、国民共有の財産を再生させるという観点から、法的整備も含め抜本的な具体策を示すこと。